

1 食育アクションプランとは

(1) 計画策定の趣旨

人生100年時代を迎え、少子高齢社会の進行により、健康寿命の延伸が重要な課題となる中、世帯構造の変化や食に関する価値観や暮らしの在り方の多様化など、食生活を取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうした状況の中で、朝食の欠食に代表される食習慣の乱れや野菜の摂取不足等に起因する生活習慣病の増加や孤食など様々な問題があり、心身の健康への影響が大きく懸念されています。

また、産業構造の変化や人口の都市部への集中、食の外部化の進展等により、本県においても食料の生産や加工等の場面に触れる機会等が減少し、生産者と消費者の距離が拡大した結果、食の大切さに対する意識が薄れる一方、食品の安全性に関わる事案の発生等により県民の食の安全・安心に対する関心が高まっています。

このため、子どもから高齢者までの県民一人ひとりが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるとともに、本県の地場産物や食文化についても理解を深め、健全な食生活を実践できるよう、食育の推進が重要となっています。

本県では、令和3年10月に策定した「第4次かがわ食育アクションプラン」に沿って、市町や関係団体等と連携して、食の重要性や望ましい食習慣についての普及啓発、学校等における食に関する指導の充実、伝統的ながわの食文化の継承・発展などの取組みにより食育を推進してきました。

しかしながら、糖尿病等の生活習慣病有病者の増加や若い世代の朝食の欠食、食塩摂取量の過多、野菜の摂取不足、女性のやせなど、依然として対応すべき課題が残されています。さらに、環境と調和のとれた食料生産と消費などの課題への対応や、食に関わる意識や行動の変化への対応も求められています。こうしたことから、引き続き市町や関係団体と連携し、総合的、計画的に食育を推進していくため、国の食育推進基本計画を踏まえ「第5次かがわ食育アクションプラン(香川県食育推進計画)」を策定するものです。

「食育」とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。(食育基本法)

(2) 計画の位置づけ

- この計画は、食育基本法第17条第1項の規定に基づく「都道府県食育推進計画」です。
- また、本県の『「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画』に基づく食育の具体的な推進計画であり、「香川県食の安全・安心基本指針」、「健やか香川21ヘルスプラン」、「香川県こども計画」、「香川県循環型社会推進計画」、「香川県農業・農村基本計画」及び「香川県教育基本計画」などとの整合性を持った計画とします。
- この計画は、食育の施策を総合的、計画的に進めるための基本指針であるとともに、県民をはじめ、家庭、地域、学校・保育所等、関係団体、生産者・企業等が一体となって、県民運動として食育に取り組むための行動指針として位置づけられるものです。

(3)計画の期間

この計画の期間は、令和8年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする5年間とします。

(4)本計画と方向性を同じくするSDGsのゴール

本計画は、「2 飢餓をゼロに」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「12 つくる責任つかう責任」及び「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の理念と方向性が同じです。



食育ピクトグラム

農林水産省では、食育の取組を子どもから大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、表現を単純化した絵文字であるピクトグラムを作成しました。多くの人に、使用していただくことを目的としており、食育の取組について情報発信する際に自由にお使いいただけます。



※利用規約等は以下からご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/pictgram/index.html>